

(議事要旨 1) テーマ提言について

FASF 渡部企画・開示室長より、前回までの基準諮問会議における提案について対応の状況が説明され、また、今回の基準諮問会議に寄せられた新規テーマの3つの提案について、新規テーマの内容と事務局の対応案の説明が行われた。

続いて、今回提案された「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）等の見直し検討」について、提案者である逆瀬重郎基準諮問会議委員より、「「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実」について、提案者である日本公認会計士協会を代表して小倉加奈子基準諮問会議委員より、「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」について、提案者である全国銀行協会を代表して内田浩示基準諮問会議委員より説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）等の見直し検討」について

- 我が国のリース会計基準のみがオペレーティング・リースのオンバランス化を認めなければ、利用者にとって使いづらいものになるため、国際的な比較可能性を考慮し、早い段階でコンバージェンスを実施することが望まれる。
- 会計基準の開発を計画的に実施することは、財務諸表利用者の予見可能性に通ずるため、リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）等の見直し検討を企業会計基準委員会の中期運営方針に含めるという事務局の提案に賛成する。
- 前回の中期運営方針の公表から時間が経過しているため、過去の実施結果と今後の方針を把握できるように作成していただきたい。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、中期運営方針の検討に含めることを企業会計基準委員会に依頼する旨の発言がなされた。

「「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実」

- 以下の理由から、新規テーマとして提案することに反対であり、事務局において検討する必要はないものとする。
 - 提案は、有価証券報告書、四半期報告書等の定期開示、不定期の金商法の継続開示制度、単年度報告をベースにする会社法開示という大きく異なる2つの制度に直接的に影響を及ぼすため、IFRSの置かれている環境とは異なる。また、単体と連結の開示基準が異なることも念頭に置く必要がある。
 - 実務対応レベルの提案であるが、事務局の対応案のとおり、会計基準レベルの重要な内容である。
 - IASBは、開示の包括的な議論を進めており、それを踏まえずに、アドホックに検討することは適切ではない。
 - 提案されているIAS第1号の開示の実例を見ると、会計基準をなぞったような開

示が多く有用でない。

- IAS 第1号の当該開示が行われていないので分析上支障があると財務諸表利用者から指摘されたことはなく、本テーマに関して緊急性はないのではないか。
- 長文監査報告書の導入が念頭にあると推測するが、それが底意にあるとすれば、そちらの提案をすべきである。
- 将来予測に対応した会計基準によって作成された会計情報を理解するには、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」の注記は非常に重要と考えられ、会計基準レベルの提案として検討すべきである。
- 一般の財務諸表利用者は、作成者ほど会計基準に精通していない。そのため、たとえ会計基準の表現をそのまま記載している情報であっても、有用な情報になり得ると考える。
- 会計処理に見積りの要素が含まれているが、その根拠に関して財務諸表利用者は知ることができないため、理解可能性を高めるために、事務局の提案に賛成する。
- 作成者が負うコストと利用者が享受するベネフィットを比較した場合に、十分なベネフィットが見られないため、優先度及び緊急度は高くないと考える。
- 提案している内容は、将来に関して行う見積りの不確実性の発生要因のうち、重要なリスクのあるものに関する注記であり、紋切り型の注記にはならないと考えている。
- 長文監査報告書の導入とは関係がなく、財務諸表の注記を充実させるという純粋な研究を踏まえた提案であると考えられる。
- 開示の充実による公開企業のベネフィットとして、一般に、資本市場からの資金調達コストにおいてベネフィットが享受されるものとする。
- 作成者に負担があり、それが冗長な表現となると利用者にとって却って困惑すると考える。そのため、全体の開示の中で体系づけて慎重に検討すべきである。
- 最終的にどのような開示内容になるのかによって有用かどうか意見が分かれる。コストとベネフィットを考慮して慎重に対応すべきである。
- 経営者が会計方針を適用する判断の開示であり、利用者にとって重要なものを開示するという視点で検討すべきである。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、事務局で、提案の内容を検討の上、次回の基準諮問会議において、検討を行うこととする旨の発言がなされた。

「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」

- 企業結合会計基準の体系の中での不備であることから、早急に対応することが望まれる。
- 単体財務諸表において、上場子会社、関連会社についても回復可能性を株価のみで判断して良いかという点も論点に加えるべきである。
- 日本の株式市場を想定して会計基準は作成されているが、企業のグローバル展開を考えると、新興国の事例等、流動性が喪失している状況も考慮して検討すべきである。
- 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項は、あまり合理的な論拠がない可能性があり、検討を行うことに賛成である。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する旨の発言がなされた。

以 上